

村営住宅の入居条件

- (1) 家賃を、滞納しないこと。
- (2) 地方税および公共料金などを滞納しないこと。
- (3) 入居を許可された家族以外は入居できません。入居の際に許可された家族以外の者を同居させようとする場合（子の出生は除く）は、村長の承認が必要となりますので、事前に申し出てください。
- (4) 住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡することはできません。
- (5) 住宅以外の用途に使用する場合は、村長の承認が必要です。
- (6) 住宅の模様替え、または、増改築しようとする場合には、村長の承認が必要です。
住宅の設備および周辺の設備など（植栽および水道設備などを含む）を変更・修繕しようとする場合も、村長の承認が必要です。
（例：壁紙を張り替える。壁に穴を開ける。縁側に屋根をつける。敷地内に物置を設置する。）
住宅にキズをつけたり、付属品を取り付ける場合は必ず事前に申し出てください。
村長の承認なく模様替え・増改築・設備などの変更などを行った場合は、入居者負担で原状回復していただきます。
- (7) 住宅（設備含む）および共同施設などの使用について十分な注意を払い、正常な状態を維持するよう管理してください。正常な状態で管理できなかつた場合は、入居者負担で修繕などをしていただきます。
- (8) 住宅周辺および団地内の環境美化に努め、草刈り・垣根の剪定（伐採はダメ）をしてください。
私物の整理整頓はもちろん、住宅周辺および団地内のごみ拾いなども心がけてください。
- (9) 動物の飼育は認めません。
- (10) 鮫川村民および各地区区民としての責務を果たしてください。
行事・奉仕活動などに積極的に参加し、地域住民との融和をはかってください。
- (11) 引き続き15日以上住宅を空ける場合は、届け出が必要です。
届け出なく住宅を空けている場合、住宅を明け渡していただきます。
- (12) 公営住宅入居者の政令月収が収入基準を超える場合は、住宅を明け渡すよう努めなければなりません。
- (13) 入居者が同居の家族を残して退去または死亡した場合、同居者が引き続き居住を希望するときは、村長の承認が必要です。
- (14) 入居する場合、連帯保証人が必要です。
保証人は、原則として村内に住所を有する方で保証能力のある方です。
- (15) ねずみや蟻、蜂などの害虫駆除は入居者で行ってください。
- (16) 畳の表替え、襖・障子の張替え、破損ガラスの取替え、蛍光灯・電球の取替えなど、簡易な修繕に要する費用は入居者の負担となります。
- (17) 公営住宅法、鮫川村条例および規則に違反したときは、住宅を明け渡していただきます。